

第1803号  
令和4年12月1日

# 裁判所時報

発行  
最高裁判所  
事務総局  
(毎月1日・15日発行)

## (目次)

### ◎記事

- 広報テーマ（1月分）
- 叙位・叙勲（9月分、死亡者のみ）
- 人事異動（11月6日～11月15日）

1

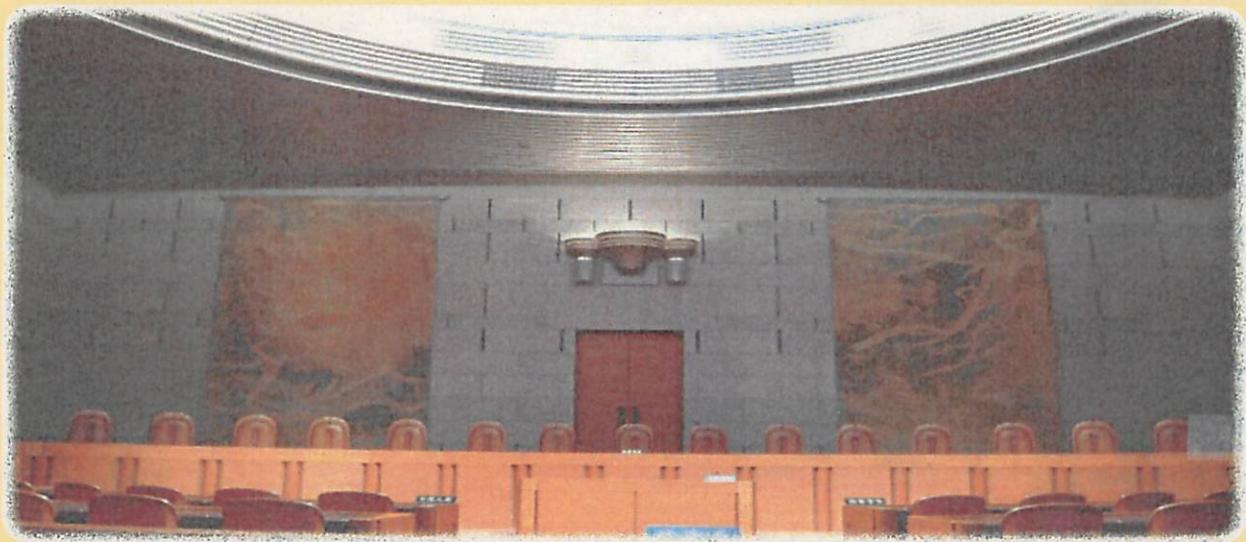
### ◎裁判所だより

- 「豊かな自然と時代の最先端との調和に生きる甲斐の国」（甲府地方・家庭裁判所）

2

### ◎最高裁判所規則・規程

- 民事訴訟規則等の一部を改正する規則について
- 裁判所会計事務規程の一部を改正する規程
- 裁判所職員の服務の宣誓に関する規程及び裁判所職員健康管理規程の一部を改正する規程



# 記事

## ◎広報テーマ(1月分)

**裁判所の情報公開手続**

のことを知ろう！

- 01 裁判所の情報公開とは？
- 02 情報公開の趣旨は？
- 03 誰が開示を申出できるの？
- 04 自分の情報を知りたいときは？
- 05 紙の文書だけが対象になるの？
- 06 全ての文書が開示されるの？

詳しくは法院ウェブサイトへ！

《裁判所ウェブサイト（情報公開・個人情報保護）》  
[https://www.courts.go.jp/about/jouhoukouai\\_kojinjouhouhogo/index.html](https://www.courts.go.jp/about/jouhoukouai_kojinjouhouhogo/index.html)

## ◎叙位・叙勲 (9月分、死亡者のみ)

別紙のとおり

## ◎人事異動

### 定年退官

三島簡易裁判所判事

西澤光男

(11月6日)

三島簡易裁判所判事

東京簡易裁判所判事

松井秀彦

(11月7日)

京都地方・家庭裁判所判事補

京都地方・家庭裁判所宮津支部判事補

中田萌々

京都地方・家庭裁判所宮津支部判事補

大阪家庭・地方裁判所判事補

藤田圭祐

### 定年退官

名古屋高等裁判所判事

末吉幹和

(以上11月14日)

千葉地方裁判所判事

東京高等裁判所判事

松本圭史

### 定年退官

福山簡易裁判所判事

佐藤拓

### 依頼退官

千葉地方裁判所判事

安藤範樹

(以上11月15日)

**情報公開手続の流れ**

見てみよう！

- ①開示申出の受付
  - 開示申出書を提出（郵送可、電話や電子メールは不可）
  - 申出手数料は不要
  - 受付窓口は最高裁総務課や高崎家裁総務課
- ②回答窓の検討
  - 申出内容の整理・特定（紙文書、電子データ等）
  - 文書の閲覧・特定（キャビネット、閲覧、共有フォルダ等）
  - 不開示情報の検討（個人に関する情報等）
- ③開示・不開示の通知
  - 開示の申出があった日から、原則として30日以内に開示・不開示の通知
  - 期限内に通知できない場合は、延長の通知
  - 開示・不開示の通知を発した日＝苦情申出期間の起算日
- ④実施方法等申出の受付
  - 開示通知を見た日から、原則として30日以内に実施方法等申出書を提出（郵送可、電話や電子メールは不可）
  - 希望する実施方法（閲覧や写しの交付等）を記載
  - 写しの交付には実施料金の納付が必要
- ⑤開示の実施
  - 閲覧や写しの交付等により実施
  - 紙のほか、光ディスクに複数した写しの交付も可能
  - 送付を負担すれば郵送による交付も可能
- ⑥苦情申出の受付
  - 開示・不開示の通知から、原則として3か月以内に苦情申出書を提出（郵送可、電話や電子メールは不可）
  - 受付窓口は最高裁総務課

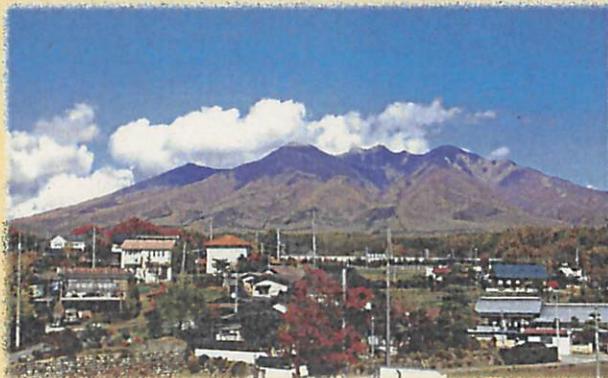
※ 苦情申出の受け扱い、最高裁から「情報公開・個人情報保護審査委員会」に諮詢し、専委会で調査・審議された結果は、「苦申」として出されます。  
 ※「苦申」は最高裁のウェブサイトで公表されています。

## ◎裁判所だより

## 「豊かな自然と時代の最先端との調和に生きる甲斐の国」

(甲府地方・家庭裁判所)

昔むかし、八ヶ岳が今よりももっと高い山だったころ。富士山と八ヶ岳が背比べをしました。空から神様が長い雨どいを双方の山に渡したところ、水は富士山に流れました。これに怒った富士山が八ヶ岳を雨どいで叩き割り、八ヶ岳は今の姿になりました・・・。これは、山梨県で育った職員の多くが幼少のころに教わった民話です。この民話に出てくる富士山や八ヶ岳、そして南アルプスと、甲府盆地は急峻な山々に囲まれていますが、豊かな自然は山々だけではありません。山梨県は、地球の表面を覆っている巨大なプレートのうち3枚が集中するという、世界的に見てもユニークな地質構造をしており、そのおかげで、多様な泉質の温泉が湧いています。また、盆地特有の昼夜の大きな寒暖差、全国トップクラスの長い日照時間といった気候は、果物の栽培に適していることから、ぶどう、もも、すももの生産量は、日本一を誇ります。世界的にも高い評価を得ているワイン、3000メートル級の山々が育む伏流水を使ったミネラルウォーターや地酒が、人々の喉を潤すのも、こうした山梨県の自然がもたらす恩恵なのです。



(写真は、小淵沢から見た八ヶ岳)

一方、山梨県は最先端技術の研究開発も盛んで、産学官が連携し、水素などの環境に配慮した次世代エネルギーの研究開発・実証実験等を行っています。世界トップレベルとも言われる研究施設や設備を駆使して、県内企業の育成・技術支援も行っています。山梨県で生産されている「グリーン水素」は、製造過程におい

て化石燃料は使わず、その代わり、国内有数の日照時間から得られる太陽光エネルギーを利用するそうですから、自然の恵みと最先端技術の調和から生まれたともいえそうです。そういえば、信玄公が治めた時代も、甲府盆地の自然の恵みを享受しつつ、信玄堤といった最先端の土木技術で治水を図ったといいますから、自然と時代の最先端との調和は甲斐の国の伝統なのでしょうか。



(写真は、河口湖から見た富士山)

平成21年に竣工した地下1階・地上6階の甲府地家裁の現庁舎は、「山と緑に囲まれた、光と空気の流れが感じられる裁判所」という基本コンセプトのもと、様々な工夫がされています。庁舎中央や待合スペースに吹き抜けを設け、自然光をふんだんに取り入れた明るい庁舎は、長い日照時間を活かした構造になっています。どのフロアでも陽のぬくもりが感じられる内装は、来庁者の緊張をほぐし、裁判所に対するイメージが明るいものとなるよう配慮されています。また、けやき並木の大きな通りや四季折々の草花が咲く公園に面し、1年を通して自然を感じることができます。

竣工当時、甲府地家裁の庁舎は、裁判員裁判のための関係諸室を当初から備えた先進的な庁舎といわれ、評議室などの広さや開放感は、新営当時から計画された部屋ならではといえます。そして今、裁判事務のIT化、デジタル化が急速に進む中、民事裁判書類電子提出システム(mints)の運用が、甲府地裁と大津地裁で先行実施され、これを皮切りに、その後、運用庁が

広がっています。

こうしてみると、甲府地家裁も、甲斐の国らしく、豊かな自然に囲まれながら、その時代その時代の司法の最先端との調和を図ってきた、といえるのかもしれません。



(写真は、甲府地方・家庭裁判所庁舎)

## 《民事訴訟規則等の一部を改正する規則について》

◎裁判所会計事務規程の一部を改正する規程  
(令和四年一〇月二六日 最高裁判所規程第四号)

民事訴訟規則等の一部を改正する規則(令和四年最高裁判所規則第十七号)が、令和四年十一月七日に公布されました。

この規則は、民事訴訟法等の一部を改正する法律(令和四年法律第四十八号)の一部の施行に伴い、新たな住所、氏名等の秘匿制度、電話会議等の方式による和解期日や双方不出頭での弁論準備手続期日、ウェブ会議等の方式による口頭弁論期日等に関する民事訴訟規則等の規定を整備するものです。

なお、この規則の主な規定は、附則により、(1)秘匿制度に関する規定等については、前記民事訴訟法等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から、(2)電話会議等の方式による和解期日に関する規定等については、同法附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日から、(3)ウェブ会議等の方式による口頭弁論期日に関する規定等については、同法附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日から、それぞれ施行されます。

(規則の条文及び新旧対照表は、文書管理システムにより配信済み。)

## ◎民事訴訟規則等の一部を改正する規則

(令和四年一月七日公布 最高裁判所規則第十七号)

(規則本文は省略。本則に代えて、新旧対照条文を掲載。)

◎民事訴訟規則等の一部を改正する規則新旧対照条文

新旧対照条文Ⅱ別添のとおり

## 附 則

この規程は、令和五年四月一日から施行する。

令和四年一月七日公布 最高裁判所規則第十七号

民事訴訟規則等の一部を改正する規則(令和四年最高裁判所規則第十七号)が、令和四年十一月七日に公布されました。

この規則は、民事訴訟法等の一部を改正する法律(令和四年法律第四十八号)の一部の施行に伴い、新たな住所、氏名等の秘匿制度、電話会議等の方式による和解期日や双方不出頭での弁論準備手続期日、ウェブ会議等の方式による口頭弁論期日等に関する民事訴訟規則等の規定を整備するものです。

なお、この規則の主な規定は、附則により、(1)秘匿制度に関する規定等については、前記民事訴訟法等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から、(2)電話会議等の方式による和解期日に関する規定等については、同法附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日から、(3)ウェブ会議等の方式による口頭弁論期日に関する規定等については、同法附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日から、それぞれ施行されます。

(規則の条文及び新旧対照表は、文書管理システムにより配信済み。)

## 附 則

この規程は、令和四年十一月一日から施行する。

◎裁判所職員の服務の宣誓に関する規程及び裁判所職員健康管理規程の一部を改正する規程  
(令和四年一月一六日 最高裁判所規程第五号)

裁判所会計事務規程(平成二十九年最高裁判所規程第四号)の一部を次のように改正する。

第十二条中「事務」の下に「(最高裁判所におけるものを除く。)」を加える。

第十九条中「第十三条第一項ただし書」を「第十二条第一項ただし書」に改める。

◎裁判所職員の服務の宣誓に関する規程及び裁判所職員健康管理規程の一部を改正する規程  
(令和四年一月一六日 最高裁判所規程第五号)

(裁判所職員の服務の宣誓に関する規程の一部改正)

第一条 裁判所職員の服務の宣誓に関する規程(昭和二十四年最高裁判所規程第二十一号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第八十一条の五第一項」を「第六十条の二第一項」に改める。

(裁判所職員健康管理規程の一部改正)

第二条 裁判所職員健康管理規程(昭和五十一年最高裁判所規程第二号)の一部を次のように改正する。

第九条第一号中「第八十一条の五第一項」を「第六十条の二第一項」に改める。

(別紙)

叙 位 ・ 叙 獲 (令和4年9月、死亡者のみ)

元仙台家庭裁判所首席書記官	菊 池 久 志	9. 5	正五位
元日本弁護士連合会常務理事	千 葉 昭 雄	9. 10	従五位
元日本弁護士連合会副会長	坂 元 洋太郎	9. 16	正五位
元浦和家庭裁判所長	山 田 博	9. 19	従三位
元日本弁護士連合会常務理事	上 柳 敏 郎	9. 20	従五位 旭小
元京都家庭裁判所主任家庭裁判所調査官	宮 澤 一 幸	9. 22	正六位 瑞双
元大阪高等裁判所判事	谷 村 允 裕	9. 24	従三位









4 訴状には、第一項に規定する事項のほか、原告又はその代理人の郵便番号及び電話番号等を記載しなければならない。

(写真の撮影等の制限)

第七十七条 民事訴訟に関する手続の期日における写真の撮影、速記、録音、録画又は放送は、裁判長、受命裁判官又は受託裁判官の許可を得なければ

ばすることができない。期日外における審尋及び法第百七十六条(画面による準備手続の方法等)第三項に基づく協議についても、同様とする。

(裁判所の審尋等への準用)

4 訴状には、第一項に規定する事項のほか、原告又はその代理人の郵便番号及び電話番号(フックシリの番号を含む)を記載しなければならぬ。

(法廷における写真の撮影等の制限)

第七十七条 法廷における写真の撮影、速記、録音、録画又は放送は、裁判長の許可を得なければす

ることができない。

(裁判所の審尋等への準用)

又は受命裁判官は、通話者及び通話先の場所の確認をしなければならない。

(通話者)

二 通話者の所在する場所の状況が当該方法によつて手続を実施するためには適切なものであること。

3 前項の手続を行つたときは、その旨及び同項別二号に掲げる事項を弁論準備手続の調書に記載しなければならない。

(新設)

3 前項の手続を行つたときは、その旨及び通話先の電話番号を弁論準備手続の調書に記載しなければならない。この場合においては、通話先の電話番号に加えてその場所を記載することができる。

又は受命裁判官は、通話者及び通話先の場所の確認をしなければならない。

(略)

第七十八条 法第百六十条(口頭弁論調書)及び第六十六条から第七十六条まで(口頭弁論調書の形式的記載事項、口頭弁論調書の実質的記載事項、記載に代わる録音テープ等への記録、書面等の引

用添付、陳述の速記、速記録の作成、速記

(音声の送受信による通話の方法による協議・法

式的記載事項、口頭弁論調書の実質的記載事項、記載に代わる録音テープ等への記録、書面等の引

用添付、陳述の速記、速記録の作成、速記録の引

(音声の送受信による通話の方法による協議・法

(弁論準備手続調書等・法第百七十条等)

第八十八条 (略)

第八十八条 (同上)

て準用する。

をさせることができる。

(音声の送受信による通話の方法による進行協議  
期日)

第九十六条 裁判所は、相当と認めるときは、当事者の意見を聽いて、裁判所及び当事者双方が音声の送受信により同時に通話をすることができる方

法によって、進行協議期日における手続を行うことができる。

(音声の送受信による通話の方法による進行協議  
期日)

第九十六条 裁判所は、当事者が遙隔の地に居住しているときその他相当と認めるときは、当事者の意見を聽いて、裁判所及び当事者双方が音声の送受信により同時に通話をすることができる方法によつて、進行協議期日における手続を行うことができる。ただし、当事者の一方がその期日に出頭した場合に限る。

5) 前二項の宣誓書には、良心に従つて眞実を述べ何事も隠さず、また、何事も付け加えないことを誓う旨を記載しなければならない。

6) (略)

(証人尋問の規定の準用・法第二百一十六条)

5) (同上)

- 21 -

第三項の方法による手続を行い、かつ、裁判所又は受命裁判官がその結果について裁判所書記官

意見を聽いて、裁判所及び当事者双方が音声の送受信により同時に通話をすることができる方法によつて、進行協議期日における手続を行うことができる。ただし、当事者の一方がその期日に出頭した場合に限る。

6) (証人尋問の規定の準用・法第二百一十六条)

5) (同上)

- 21 -

2 (略)

3) 第一項の方法による手続を行い、かつ、裁判所又は受命裁判官がその結果について裁判所書記官

意見を聽いて、裁判所及び当事者双方が音声の送受信により同時に通話をすることができる方法によつて、進行協議期日における手続を行うことができる。ただし、当事者の一方がその期日に出頭した場合に限る。

6) (証人尋問の規定の準用・法第二百一十六条)

5) (同上)

- 21 -

1) 証書を作成させるときは、回取の方針による手続を行つた旨及び次項において準用する第八十八条(弁護士手続調書等)第二項第一号に掲げる事項を調査に記載させなければならない。

4) 第八十八条第二項の規定は、第一項の手続を行う場合について準用する。

訴えの取下げ並びに請求の放棄及び認定をすらる事ができない。

3) 第一項の方法による手続を行い、かつ、裁判所又は受命裁判官がその結果について裁判所書記官

意見を聽いて、裁判所及び当事者双方が音声の送受信により同時に通話をすることができる方法によつて、進行協議期日における手続を行うことができる。ただし、当事者の一方がその期日に出頭した場合に限る。

6) (証人尋問の規定の準用・法第二百一十六条)

- 21 -

(宣誓・法第二百一一条)

第一百十二条 (略)

4) 裁判員は、相当と認めるときは、前項前段の規定にかかるらず、回取方段に規定する捺印押印に代えて、宣誓書に宣誓の趣旨を理解した旨の記載

2 (略)

3) (新設)

6) (和解条項案の書面による受諾・法第二百六十四条)

5) (和解条項案の書面による受諾・法第二百六十四条)

- 21 -

1) 裁判員は、相当と認めるときは、前項前段の規定にかかるらず、回取方段に規定する捺印押印に代えて、宣誓書に宣誓の趣旨を理解した旨の記載

2 (略)

3) (新設)

6) (和解条項案の書面による受諾・法第二百六十四条)

5) (和解条項案の書面による受諾・法第二百六十四条)

- 21 -

質)、第一百十九条(文字の筆記等)、第一百二十一  
条(傍聴人の退廷)及び第一百二十二条(書面によ  
る質問又は回答の朗読)の規定は鑑定人に口頭で  
意見を述べさせる場合について、第一百一十五条(

受命裁判官等の権限)の規定は受命裁判官又は受  
託裁判官が鑑定人に意見を述べさせる場合について  
意見を述べさせる場合について、第一百二十五条(受命裁  
判官等の権限)の規定は受命裁判官又は受託裁判  
官が鑑定人に意見を述べさせる場合について準用  
する。

6) (和解条項案の書面による受諾・法第二百六十四条)

- 21 -

質)、第一百十九条(文字の筆記等)、第一百二十一  
条(傍聴人の退廷)及び第一百二十二条(書面による質問  
又は回答の朗読)の規定は鑑定人に口頭で意見を  
述べさせる場合について、第一百二十五条(受命裁  
判官等の権限)の規定は受命裁判官又は受託裁判  
官が鑑定人に意見を述べさせる場合について準用  
する。

6) (和解条項案の書面による受諾・法第二百六十四条)

- 21 -

質)、第一百十九条(文字の筆記等)、第一百二十一  
条(傍聴人の退廷)及び第一百二十二条(書面による質問  
又は回答の朗読)の規定は鑑定人に口頭で意見を  
述べさせる場合について、第一百二十五条(受命裁  
判官等の権限)の規定は受命裁判官又は受託裁判  
官が鑑定人に意見を述べさせる場合について準用  
する。

6) (和解条項案の書面による受諾・法第二百六十四条)

- 21 -

を付記するものとする。

きは、書面に記載してしなければならない。この書面には、同条に規定する効果を付記するものとする。

2・3 (略)

2・3 (回上)

(非証事件手続規則の準用)

第二十四条 特別の定めがある場合を除いて、調停に關しては、その性質に反しない限り、非証事件手続規則の規定(同規則第二章第八節、第四十四條及び第四十九條第二項を除く。)を準用する。

この場合において、同規則第二章第八節、第四十四條及び第四十九條第二項の規定は、この限りでない。

「訴訟事件手続法」(平成二十三年法律第五十一号)以下「法」という。)第四十一条の「」とある

のと、「民事調停法」(昭和二十六年法律第二百四十一号)

(非証事件手続規則の準用)

第二十四条 特別の定めがある場合を除いて、調停に關しては、その性質に反しない限り、非証事件手続規則の規定を準用する。ただし、同規則第四十四條及び第四十九條第二項の規定は、この限りでない。

「訴訟事件手続法」(平成二十三年法律第五十一号)以下「法」という。)第四十一条の「」とある

のと、「民事調停法」(昭和二十六年法律第二百四十一号)

### 第二条 関係一 民事調停規則(昭和二十六年最高裁判所規則第八号)

新

(民事調停官の権限)

第二十五条 民事調停官は、その取り扱う調停事件

の処理について、この規則の規定(前条において

準用する非証事件手続規則の規定を含む。)及び

特定調停手続規則(平成十二年最高裁判所規則第

二号)の規定において裁判官が行うものとして規

定されている民事調停及び特定調停に関する権限

(調停主任に係るものを持む。)のほか、次に掲

げる権限を行うことができる。

立(回上) 一 (略)

昭和二十六年最高裁判所規則第八号)第二十四条

において準用する非証事件手続規則(平成二十四

一 第五条第四項において準用する民事訴訟法第一

二 第五条第四項において準用する民事訴訟法第一



新

旧

新

旧

別表第二（第一条の二四條）

別表第二（第二条の二四條）

（民事訴訟規則の準用）

（民事訴訟規則の準用）

項	上 捩	下 捩
一～四、（略）		

項	上 捩	下 捩
一～四、（同上）		

五イ 民事訴訟法の規定  
による文書提出命令  
の申立て、検証の目  
的の提示の申立て、  
秘密記載部分の閲覧  
等の請求をすること  
ができる者を当事者

五イ 民事訴訟法の規定  
による文書提出命令  
の申立て、検証の目  
的の提示の申立て、  
秘密記載部分の閲覧  
等の請求をすること  
ができる者を当事者

第三十七条の二 特別の定めがある場合を除き、賃任制限手続に關しては、その性質に反しない限り、民事訴訟規則（平成八年最高裁判所規則第五号）の規定（同規則第三十条の二及び第三十一条の三の規定を除く。）を準用する。

第三十七条の二 特別の定めがある場合を除き、賃任制限手続に關しては、民事訴訟規則（平成八年最高裁判所規則第五号）の規定を準用する。

に限る決定の取消し  
の申立て、秘密決定  
等の取消しの中立て

に限る決定の取消し  
の申立て又は訴えの  
提起前における證據  
保全の中立て

第七条関係一民事執行規則（昭和五十四年最高裁判所規則第五号）

（民事訴訟規則の準用）

第十五条の二 特別の定めがある場合を除き、民事執行の手続に關しては、その性質に反しない限り、民事訴訟規則の規定（同規則第三十条の二及び第三十一条の三の規定を除く。）を準用する。

（民事訴訟規則の準用）

第十五条の二 特別の定めがある場合を除き、民事執行の手続に關しては、民事訴訟規則の規定を準用する。

（民事訴訟規則の準用）

第十五条の二 特別の定めがある場合を除き、民事執行の手続に關しては、民事訴訟規則の規定を準用する。

（民事訴訟規則の準用）

第百三十八条 法第百五十六条第四項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。この場合において、第三債務者は当該書面に押印することを要しない。

（民事訴訟規則の準用）

第百三十八条 法第百五十六条第三項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。この場合において、第三債務者は当該書面に押印することを要しない。

（略）	（略）	（略）
六	（上）	（上）

（上）	（上）	（上）
六	（上）	（上）

（第三債務者の事情届の方式等）

第百三十八条 法第百五十六条第四項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。この場合において、第三債務者は当該書面に押印することを要しない。

（第三債務者の事情届の方式等）

第百三十八条 法第百五十六条第三項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。この場合において、第三債務者は当該書面に押印することを要しない。

〔不動産執行及び債権執行の規定の準用〕

第一百五十条 第二十六条、第二十七条及び第一百三十

(不動産執行及び債権執行の規定の準用)。

少額訴訟債権執行の手続を取り消す旨の処分をしたとき」と、第百三十七条中「法第百五十五条第四項」とあるのは「法第百六十七条の十四第二項において準用する法第百五十五条第四項」と、第

少訴訟債権執行の手続を取り消す旨の処分をしたとき」と、第一百三十七条中「法第五十五条第四項」とあるのは「法第六十七条の十四第一項において準用する法第五十五条第四項」と、第

2 · 3  
(詞上)

(不動産執行及び債権執行の規定の準用)

(不動産執行及び債権執行の規定の準用)。

四項」とあるのは「法第百六十七條の十四第一項において準用する法第二百五十五条第四項」と、第

四項」とあるのは「法第六十七条の十四第一項において準用する法第一百五十五条第四項」と、第

百三十四条、第二百三十六条及び第二百三十七条の三  
中「差押命令」とあるのは「差押処分」と、第二百  
三十三条の二中「法第二百四十五条第四項」とある  
のは「法第二百六十七条の五第二項において準用す  
る法第二百四十五条第四項」と、同様第一項中「法  
第二百五十三条第二項又は第二項」とあるのは「法

百三十四条、第一百三十六条及び第一百三十七条の三  
中「差押命令」とあるのは「差押処分」と、第一百  
三十三条の二中「法第一百四十五条第四項」とある  
のは、「法第六百六十七条の五第二項」において準用す  
る法「第一百四十五条第四項」と、同条第二項中「法  
第一百五十三条第一項又は第二項」とあるのは「法

十七条の三中「執行裁判所が法第百五十五条第六項」とあるのは「法第百六十七条の十四第一項において準用する法第百五十五条第六項」と、同様に「法第百五十五条第六項」と、「同様に」の二つを並んで記載する。第四項又は第五項」と、第百三十八条第一項中「

十七条の三中「執行裁判所が法第百五十五条第六項」とあるのは「法第百六十七条の十四第一項において準用する法第二百五十五条第六項」と、「同条第四項又は第五項」とあるのは「法第百六十七条の十四第一項において準用する法第二百五十五条第六項」と、第四項又は第五項」と、第二百三十八条第一項中

第一百六十七条规定的第一项又是否第二项，第一百三十五条中「法第一百四十七条第一项」とあるのは「

七条の十四第一項において適用する法第百五十六  
法第百五十六条第四項」とあるのは「法第百六十一

法第百五十六条第三項」とあるのは「法第百六十九条七項の十四第一項において適用する法第百五十六

八条の規定を準用する。

ければならない。この場合においては、第一百三十一条の規定を準用する。

求があつた旨を記載した文書の送達を受けた場合について、法第八十四条、法第八十五条、法第五

た文書の送達を受けた場合について、法第八十四

一押之錢費第又立取第所珠子的

41 整し押さえられた取替算算又は取替新株予約權

都がひがみに立つて、おまかせで殿ひはお出でになつた。

卷一百一十五 / 第四冊 余二三

付社債について第一項から第三項までの供託があつたことを証する文書が提出されたときは、裁判所書記官は、当該供託に係る振替債等又は振替新株予約権付社債について、社債、株式等の振替に関する法律第七十一条第一項（同法第百十三条、第一百五十五条、第一百七十七条、第一百八十八条、第一百二十二条、第一百二十四条及び第一百二十七条において準用する場合を含む。）、第九十六条第一項又は第一百九十九条第一項（同法第二百五十五条第一項及び第二百五十四条第一項）

付社債について第一項又は第二項の供託があつたことを証する文書が提出されたときは、裁判所書記官は、当該供託に係る振替債等又は振替新株予約權付社債について、社債、株式等の振替に関する法律第七十一条第一項（同法第百十三条、第一百五十四条、第一百七十七条、第一百八十八条、第一百二十条、第一百二十二条、第一百二十四条及び第一百二十七条において準用する場合を含む。）、第九十六条第一項又は第一百四十九条第一項（同法第二百五十一条第一項及び第二百五十四条第一項

(第四号を除く。)並びに第五十九条から第六十一条までの規定は振替社債等執行につき執行裁判所が実施する配当等の手続について準用する。この場合において、法第百四十四条第二項中「その債権の債務者（以下「第三債務者」という。）」とあり、並びに法第百四十七条及び法第百五十四条第二項並びに第百三十四条及び第百三十五条中「第三債務者」とあるのは「振替機関等（買取口座開設機関等）」と、法第百四十七条第一項中

びに第五十九条から第六十二条までの規定は振替手続等の実施する配当の執行について、並びに法第百三十四条第二項中「その債権の債務者（以下「第三債務者」という。）」とあり、並びに法第百四十七条及び法第百五十四条第二項並びに法第二百三十四条及び法第二百三十五条中「第三債務者」とあるのは、振替手続等（買取請求株式等に関する強制執行にあつては、買取口座開設振替手続等）」と

一項において準用する場合を含む。」の申請をしなければならない。

（賃借契約書の見定の専用）  
において準用する場合を含む。」の申請をしなければならない。

「差押債権者の申立てがあるときは、裁判所書記官は」であるのは「裁判所書記官は」と「法第百四十九条第一項第一号に係る公訴事件の審理に係る裁判所書記官は」である。

があるときは、「裁判所書記官は」とあるのは「裁判所書記官は」と、法第百六十六条第一項第一号

法第百四十九条、法第一百五十四条、法第一百五十八条及び法第一百六十六条第一項（第三号を除く。）並びに第二十六条、第二十七条、第一百三十三条、  
法第一百三十四条から第一百三十六まで及び法第一百四十七  
七条第二項の規定は振替社債等執行について、第一  
百五十条の三第六項の規定は振替機関等（買取請  
求株式等に関する強制執行にあつては、買取口座  
開設振替機関等）が配当要求があつた旨を記載し  
要する。」

とあるのは、一辺押えに係る損害債等の全部又は半  
押えに係る民事執行規則第八百五十条の五第一項第一項に規定する被替新陳子約権付社債についての社  
債」と、「法規の履行地」とあるのは、「その履行の地  
点」と、「第三債務者に命ずる命令」(以下「この命令」と)  
及び第四百六十七条の十において「法規命令」として  
用いられるのは「発行者に命ずる命令」(以下「この命令」と)  
の意味において「被替新陳子約権付社債命令」という。  
」と、同条第一項中「此記命令は、第三債務者に命ずる  
」とあるのは「被替新陳子約権付社債命令は、発行者

五条第一号中「第一百五十六条第一項第一号及び法第百六十六  
「民事執行規則第百五十条の六第一項」と「法第  
百六十六条第一項第一号中「第一百五十七条第五項  
」であるのは「同規則第百五十条の五第四項にお  
いて準用する第百五十七条第五項」と、第三十  
三条第一項及び第三十六条中「第三債務者」と  
あるのは「仮差押開等（買取請求株式等に關する  
強制執行にあつては、買取口座開設假差押開等及  
び発行者）」と、第三十五条中「法第百四十七  
条第一項」とあるのは「第一百五十八条において  
準用する法第百四十七条第一項」と、同条第一項  
第二号中「弁済の意思」とあるのは「振替又は抹  
消の申請（買取請求株式等に關する強制執行にあ  
つては、振替の申請）等」と、「弁済する」とあ  
るのは「振替若しくは抹消（買取請求株式等に關  
する強制執行にあつては、振替）を行う」と、「  
弁済しない」とあるのは「振替若しくは抹消（買  
取請求株式等に關する強制執行にあつては、振替  
を行わない」と、同項第四号中「仮差押え」と  
あるのは「仮差押え若しくは仮処分」と、「差押  
命令、差押處分又は仮差押命令」とあるのは「差  
押命令又は仮差押命令若しくは仮處分命令」と、  
第一百四十七条第二項中「前項」とあるのは「第一  
五十条の八において準用する法第百四十七条第一  
項」と、法第八十四条第一項中「代金の納付があ

は、「抵替又は抹消の申請（買取請求株式等に関する強制執行にあつては、抵替の申請）等」と、  
「弁済する」とあるのは、「抵替若しくは抹消（買取請求株式等に関する強制執行にあつては、抵替）  
を行ふ」と、「弁済しない」とあるのは、「抵替若しくは抹消（買取請求株式等に関する強制執行に  
しくは抹消（買取請求株式等に関する強制執行に  
あつては、抵替）を行わぬ」と、同項第四号中  
「仮差押え」とあるのは、「仮差押え若しくは仮  
分」と、「差押命令、差押処分又は仮差押命令」  
あるのは、「差押命令又は仮差押命令若しくは仮  
差分命令」と、第百四十七条第二項中「前項」と  
あるのは、「第百五十条の八において準用する法

つた」とあり、第五十九条第一項中「不動産のほか  
金が納付された」とあり、及び同条第二項中「金  
が納付された」とあるのは「配当等を実施す  
きこととなつた」と、法第八十五条第一項中「第  
八十七条第一項各号に掲げる各債権者」とあるの  
は「民事執行規則第二百五十条の八において権利主  
る第二百六十五条に規定する債権者」と、法第二百  
五十五条第一号及び第二号中「第三債務者」とある  
のは「発行者」と、同条第三号中「執行官」とさ  
るのは「執行官その他の執行裁判所が相当と認め  
る者」と読み替えるものとする。

（第三債務者の供託）

消の申請（買取請求株式等に関する強制執行にあつては、振替の申請）等」と、「弁済する」とあるのは、「振替若しくは抹消（買取請求株式等に関する強制執行にあつては、振替）を行う」と、「弁済しない」とあるのは、「振替若しくは抹消（買取請求株式等に関する強制執行にあつては、振替）」。

百四十七条第一項」と、法第八十四条第一項中  
代金の納付があつた」とあり、第五十九条第一項  
中「不動産の代金が納付された」とあり、及び  
第二項中「代金が納付された」とあるのは「配  
当等を実施すべきこととなつた」と、法第八十五  
条第一項中「第八十七条第一項各号に掲げる各号  
債務者」とあるのは「民事執行規則第百五十条の八  
において準用する第百六十五条に規定する債権者」  
と、法第一百六十五条第一号及び第二号中「第三  
所が相当と認める者」と読み替えるものとする。

3 | 第二債務者は、第百五十条の十五において附記  
2 | されて適用する法第百六十一条の二第一項に規定  
1 | する供託命令の送達を受けたときは、第一項に規定  
れはならない。

4 | 第三債務者は、前三項の規定による供託をし  
ときは、当該供託をしたことを執行裁判所に届け  
出なければならない。この場合においては、第二  
三十八条の規定を準用する。

5 | 振押えに係る電子記録債権について第一項が、  
第三項までの供託があつたことを証する文書が

2 (同上) (新設)

4 | 第三債務者は、前二項の規定による供託をしたときは、当該供託をしたことを執行裁判所に届け出なければならない。この場合には、第一百三十八条の規定を準用する。

第一項の供託があつたことを証する文書が提出さ

たことによる支払等記録を嘱託しなければならぬ。

（債権執行等の規定の準用等）

## 第一百五十条の十五 法第二百四十四条（第一項ただし

卷之三

書を除く。）、法第四十六条、法第一百四十七条、法第一百四十九条、法第一百五十条、法第一百五十三条から法第一百五十五条まで（同条第二項を除く。）、法第一百五十七条から法第一百六十条まで（法第一百五十九条第六項を除く。）法第一百六十一条の二、法第一百六十四条及び法第一百六十六条第一項（第三号を除く。）並びに第二十六条、第二十七条、第一百三十三条、第一百二十四条から第一百三十七条の三まで、第一百四十四条及び第一百四十七条第二項

(債権執行等の規定の準用等) 第百五十条の十五 法第百四十四条(第二項ただし書を除く。)、法第百四十六条、法第百四十七条、法第一百四十九条、法第一百五十条、法第一百五十三条から法第一百五十五条まで(同条第二項を除く。)、法第一百五十七条から法第一百六十条まで(法第一百五十九条第六項を除く。)、法第一百六十四条及び法第一百六十六条第一項(第三号を除く。)並びに第二十六条、第二十七条、第一百三十三条、第一百三十四条から第一百三十七条の三まで、第一百四十四条规定及び第一百四十七条第二項の規定は電子記録債権

第三債務者及び電子記録債権記録機関」と、法第百四十七条第一項中「差押債権者の申立てがあるときは、裁判所書記官は」とあるのは「裁判所書記官は」と、法第百五十七条第四項中「前条第二項」とあるのは「民事執行規則第二百五十条の十二第二項」と、「法第百六十一条の二第一項中「差押えに係る金銭債権」とあるのは「差押えに係る電子記録債権」と、「第三債務者に命ずる命令」(以下「供託命令」という。)とあるのは「第三債務者に命ずる命令(以下この条において「電子記録債権供託命令」といふ。)」と、同条第二項中「供託命令」とあるのは「電子記録債権供託命令」と、法第百六

債権者の申立てがあるときは、裁判所書記官は」とあるのは「裁判所書記官は」と法第百四十七条第一項中「差押債権登記機関」と、法第百四十七条第一項中「差押

債権者の中立であるときは、裁判所書記官は」とあるのは「裁判所書記官は」と法第百五十七条第一項中「前条第二項」とあるのは「民事執行規則第百五十条の十二第二項」と、法第百六十四条第一項及び第五項中「第百五十条」とあるのは「民事執行規則第百五十条の十五第一項において準用する第百五十条」と、同条第二項及び第三項並びに法第百六十五条第三号中「執行官」とあるのは「執行官その他の執行裁判所が相当と認める者は」、法第百六十六条第一項第一号及び法第百六十五条第一号中「第百五十六条第一項」とあるのは「民事執行規則第百五十条の十二第二項」と

の規定は電子記録権執行について、前条第五項  
法第八十四条、法第八十五条、法第八十六条から  
法第九十二条まで及び法百六十五条规定（第四号を  
除く。）並びに第五十九条から第六十一条までの  
規定は電子記録権執行につき執行裁判所が実施  
する配当等の手続について準用する。この場合に  
おいて、法第一百四十四条第二項中「その債権の債  
務者（以下「第三債務者」という。）」とあるの  
は「当該電子記録権の電子記録をしている電子  
機器記録機関」と、法第一百四十七条並びに第百三  
十三条第一項、第一百三十五条並びに第百三十六条规定  
第一項及び第三項中「第三債務者」とあるのは「

執行について、前条第五項の規定は転付命令が効力を生じた場合について、法第八十四条、法第八十五条、法第八十八条から法第九十二条まで及び法第一百六十五条（第四号を除く。）並びに第五十九条から第六十二条までの規定は電子記録債権執行につき執行裁判所が実施する配当等の手続について準用する。この場合において、法第一百四十四条第二項中「その債務の債務者（以下「第三債務者」という。）」とあるのは「該電子記録債権の債務者」と、法の電子記録をしている電子債権記録機関」と、法第一百四十七条並びに第一百三十三条第一項、第一百三十五条並びに第一百三十六条第一項及び第三項中「第三債務者」とあるのは「第三債務者及び電子債

十四条第一項及び第五項中「第一百五十条」とある  
のは「民事執行規則第一百五十条の十五第一項にお  
いて準用する第一百五十条」と、同条第一項及び第  
三項並びに法第一百六十五条第三号中「執行官」と  
あるのは「執行官その他の執行裁判所が相当と認  
める者」と、法第一百六十六条第一項第一号及び法  
第一百六十五条第一号中「第一百五十六条第一項」と  
あるのは「民事執行規則第一百五十条の十二第一項  
」と、法第一百六十六条第一項第一号中「第一百五十  
七条第五項」とあるのは「同規則第一百五十条の十  
五第一項において準用する第一百五十七条第五項」と  
と、「第二十七条中「抵押債権者及び債務者」とあ  
るのは「抵押債権者・債務者及び電子債権記録機

第五項」とあるのは「同規則第二百五十条の十五第一項において準用する第二百五十七条第五項」と、第二十七条中「差押債権者及び債務者」とあるのは「差押債権者、債務者及び電子債権記録機関」と、第二百三十四条中「債務者及び第三債務者」とあるのは「債務者、第三債務者及び電子債権記録機関」と、「差押債権者」とあるのは「差押債権記録機関」と、第二百三十五条中「法第二百四十七条第一項」とあるのは「第二百五十条の十五第一項において準用する法第二百四十七条第一項」と、同条第一項中「次に掲げる事項」とあるのは「次に掲げる事項（電子債権記録機関に



第一項中「第八十七條第一項各号に掲げる名便權者」とあるのは「民事執行規則第百五十五条の十五第一項において準用する第一百六十五条に規定する

二

開示義務者の立場

の規定は、開示義務者の宣誓について準用する。

(開示義務者の立替)

の規定は、開示義務者の立替について準用する。

四十六条、同法第百四十七条及び同法第百四十九条、第四十一条第一項並びに民事執行規則第百三十一条、同規則第百三十六条第一項及び第三項、同規則第百三十八条、同規則第百四十七条第二項、同規則第百五十条の二（第一項、第二項及び第

第四十二条（同）

四十六条、同法第百四十七条规定及び同法第百四十九条、第四十一条第一項並びに民事執行規則第百三十五条、同規則第百三十六条第一項及び第三項、同規則第百三十八条、同規則第百四十七条第二項、同規則第百五十条の三（第一項、第二項及び第

行法第百五十六条第四項の規定による届出は、差押命令を発した裁判所（差押処分の送達を受けた場合にあっては、当該差押処分をした裁判所書記官）に対してしなければならない。

行法第五百五十六条第三項の規定による届出は、差押命令を発した裁判所（差押処分の送達を受けた場合にあっては、当該差押処分をした裁判所書記官）に対してしなければならない。

新	旧
(民事訴訟規則の準用)	(民事訴訟規則の準用)
第六条 特別の定めがある場合を除き、民事保全の手続に關しては、その性質に反しない限り、民事訴訟規則の規定(同規則第三十条の二及び同規則第三十条の三の規定を除く。)を準用する。	第六条 特別の定めがある場合を除き、民事保全の手続に關しては、民事訴訟規則の規定を準用する。
(債権及びその他の財産権に対する仮差押えの執行)	(債権及びその他の財産権に対する仮差押えの執行)
第四十一条 仮差押えの執行がされた債権について 差押命令又は差押処分の送達を受けた場合においては、法第五十条第五項において準用する民事執	第四十一条 仮差押えの執行がされた債権について 差押命令又は差押処分の送達を受けた場合においては、法第五十条第五項において準用する民事執
(債権者等に関する仮差押えの執行)	(債権者等に関する仮差押えの執行)
第五十条第二項中「前項」とあるのは「民事保全規則第四十二条第一項」と、同条第三項中「第三債務者」とあるのは「発行者」と、「金銭の支払を目的とする債権」とあるのは「民事執行規則第一百五十条の五第一項に規定する振替債等又は同項第一号に掲げる振替新株予約権付社債についての社債」と、民事執行法第一百四十七条规定第一項中「差押債権者の申立てがあるときは、裁判所書記官は」とあるのは「裁判所書記官は」と、同条及び民事	第五十条第二項中「前項」とあるのは「民事保全規則第四十二条第一項」と、同条第三項中「第三債務者」とあるのは「発行者」と、「金銭の支払を目的とする債権」とあるのは「民事執行規則第一百五十条の五第一項に規定する振替債等又は同項第一号に掲げる振替新株予約権付社債についての社債」と、民事執行法第一百四十七条规定第一項中「差押債権者の申立てがあるときは、裁判所書記官は」とあるのは「裁判所書記官は」と、同条及び民事

執行規則第二百三十五条中「第三債務者」とあるの

は「振替機関等（買取請求株式等に関する返送押えの執行にあつては、買取口座開設振替機関等）

「一」と、第四十一条第一項中「法律第五十条第五項に  
おいて準用する民事執行法第百五十六条第四項」

とあるのは「第四十二条第二項において準用する民事執行規則第百五十条の六第一項」と、同規則

第四項」とあるのは、「民事保全規則第四十二条第一項において準用する第百五十条の大第四項」と二項において準用する第百五十条の大第四項」とある。

同条第三項中「差押命令、差押处分又は仮差押命令」であるのは、「仮差押命令」と、「差押命令」とあるのは、「仮差押命令」と、「差押命令」である。當該差押処分が先に送達された場合にあつては、當該差押処分をした裁判所(書記官)を発した裁判所」と、「仮差押命令を発した裁判所」とあるのは、「仮差押命令」とあるのは、「前項」とあるのは、同規則第二百四十七条第二項中「前項」と読み替えるものとする。

あるのは、「民事保全規則第四十二条第二項において準用する第百五十条の六第三項」と、同条第三項中「差押命令、差押處分又は仮差押命令」とあるのは、「仮差押命令」と、「差押命令を発した裁判所（差押処分が先に送达された場合にあつては、当該差押処分をした裁判所書記官）」とあるのは、「仮差押命令を発した裁判所」と、同規則第百四十七条第一項中「前項」とあるのは、「民事保全規則第四十二条第二項において準用する法第百四十七条第一項」と読み替えるものとする。

第四項」とあるのは、「民事保全規則第四十二条第三項において選用する第百五十条の六第四項」と、同条第三項中「差押命令」差押处分又は仮差押命令」と、命令」とあるのは「仮差押命令」と、「差押命令」を発した裁判所（差押処分が先に送達された場合は、当該差押処分をした裁判所書記官）とあるのは「仮差押命令を発した裁判所」と、同規則第二百四十七条第二項中「前項」とあるのは、「民事保全規則第四十二条第一項において選用する法第二百四十七条第一項」と読み替えるものとする。

(電子記録債権に関する仮差押えの執行)

あるのは、「民事保全規則第四十二条第二項において準用する第百五十条の六第三項」と、同条第三項中「差押命令、差押處分又は仮差押命令」とあるのは、「仮差押命令」と、「差押命令を発した裁判所（差押処分が先に送达された場合にあつては、当該差押処分をした裁判所書記官）」とあるのは、「仮差押命令を発した裁判所」と、同規則第百四十七条第一項中「前項」とあるのは、「民事保全規則第四十二条第二項において準用する法第百四十七条第一項」と読み替えるものとする。

合において、法第五十条第二項中「前項」とあるのは「民事保全規則第四十二条の二第一項」と、民事執行法第一百四十五条第四項中「第一百五十三条第一項又は第二項」とあるのは「民事保全規則第四十二条の二第二項において準用する第一百五十三条第一項又は第二項」と、同法第一百四十七条第一項中「差押債権者の申立てがあるときは、裁判所書記官は」とあるのは「裁判所書記官は」と、同条並びに民事執行規則第一百三十五条並びに同規則第一百三十六条第一項及び第三項中「第三債務者」とあるのは「第三債務者及び電子債権記録機関」と、同法第一百六十四条第五項中「第一百五十条」とあるのは「民事保全規則第四十二条の二第二項に

法第五十条第二項中「前項」とあるのは「民事保全規則第四十二条の二第一項」と、民事執行法第一百四十五条第四項中「第一百五十三条第一項又は第二項」とあるのは「民事保全規則第四十二条の二第二項において使用する第一百五十三条第一項又は第二項」と、同法第一百四十七条第一項中「差押債権者の中立であるときは、裁判所登記官は」とあるのは「裁判所登記官は」と、同条並びに民事執行規則第一百三十五条並びに同規則第一百三十六条第一項及び第三項中「第三債務者」とあるのは「第三債務者及び電子債権登記総務課」と、同法第一百六十四条第五項中「第一百五十条」とあるのは「百六十四条第五項」である。

において準用する第五十五条」と、第四十一条第一項中「法第五十条第五項において準用する民事執行法第百五十六条第四項」とあるのは、「第四十二条の二第二項において準用する民事執行規則第百五十条の十二第四項」と、同規則第百三十三条の二中「法第四十五条第四項」とあるのは、「民事保全規則第四十二条の二第二項において準用する法第四十五条第四項」と、同条第二項中「法第一百五十三条第一項又は第二項」とあるのは、「民事保全規則第四十二条の二第二項において準用する法第一百五十三条第一項又は第二項」と、同規則第一百三十五条中「法第一百四十七条第一項」とあるのは、「民事保全規則第四十二条の二第二項において準用する法第一百四十七条第一項」とあるの

法第百五十六条第四項」とあるのは「民事保全規則第四十二条の二第二項において準用する同項」である。同項第三項中「差押命令」、「差押処分又は仮差押命令」とあるのは「仮差押命令」と、同項第一項中「差押命令を発した裁判所（差押処分が先に送達された場合にあつては、当該差押処分をした裁判所書記官）」とあるのは「仮差押命令を発した裁判所」と、同規則第一百四十七条第二項中「前項」とあるのは「民事保全規則第四十二条の二第二項において準用する法第一百五十三条第一項又は第二項」とあるのは「民事保全規則第四十二条の二第二項において準用する法第一百五十三条第一項」である。

内六条第三項」とあるのは「民事保全規則第四十二  
条の二第二項において準用する第一百五十一条の十一  
第三項」と、同条第三項中「差押命令、差押処分  
又は仮差押命令」とあるのは「仮差押命令」と、  
「差押命令を発した裁判所（差押処分が先に送達  
された場合にあつては、該當差押処分をした裁判所  
所轄官）」とあるのは「仮差押命令を発した裁  
判所」と、同規則第一百四十七条第二項中「前項  
とあるのは「民事保全規則第四十二条の二第二項  
において準用する法第一百四十七条第一項」と、同  
規則第一百五十一条の十五第二項中「前項において準  
用する法第一百五十三条第一項又は第二項」とある  
のは「民事保全規則第四十二条の二第二項におい

二項において準用する法第百五十三条第一項又は第二項は  
第二項」と読み替えるものとする。

て準用する法第百五十三条第一項又は第二項」と  
読み替えるものとする。

及び債権者」と読み替えるものとする。

及び債権者」と読み替えるものとする。

2・3 (略)

2・3 (同上)

第九条関係—犯罪収益に係る保全手続等に関する規則(平成十一年最高裁判所規則第十号)

新

(債権の没収保全に係る債務者の供託の事情届の  
方式等)

(債権の没収保全に係る債務者の供託の事情届の  
方式等)

第十条 法第三十条第四項において準用する民事執  
行法(昭和五十四年法律第四号)第百五十六条第  
四項又は次条第九項の規定による届出(以下この  
条において「事務届」という。)については、民  
事執行規則(昭和五十四年最高裁判所規則第五号

)第百三十八条第一項及び第二項の規定を準用す  
る。この場合において、同条第一項中「差押債権  
者及び債務者」とあるのは、「被告人又は被疑者

第十条関係—民事再生規則(平成十二年最高裁判所規則第三号)

旧

(支障部分の開覧等の制限の中立ての方式等・法  
方式等)

(支障部分の開覧等の制限の中立ての方式等・法  
方式等)

第十条 法第三十条第四項において準用する民事執  
行法(昭和五十四年法律第四号)第百五十六条第  
三項又は次条第九項の規定による届出(以下この  
条において「事務届」という。)については、民  
事執行規則(昭和五十四年最高裁判所規則第五号

)第百三十八条第一項及び第二項の規定を準用す  
る。この場合において、同条第一項中「差押債権  
者及び債務者」とあるのは、「被告人又は被疑者

新

(支障部分の開覧等の制限の中立ての方式等・法  
方式等)

(支障部分の開覧等の制限の中立ての方式等・法  
方式等)

第十条 (略)

第十七条 (略)

旧

(支障部分の開覧等の制限の中立ての方式等・法  
方式等)

(支障部分の開覧等の制限の中立ての方式等・法  
方式等)

第十条 (略)

第十七条 (略)

3 第一項の申立てをするときは、当該申立てに係  
る文書等から支障部分を除いたものをも作成し、  
民事執行規則(昭和五十四年最高裁判所規則第五号

)第百三十八条第一項及び第二項の規定を準用す  
る。この場合において、同条第一項中「差押債権  
者及び債務者」とあるのは、「被告人又は被疑者

6 法第十七条规定第一項の規定による決定の一項を取り消す決定が確定したときは、第一項の申立てを

した者は、遅滞なく、当該申立てに係る文書等から当該法第十七条规定第一項の規定による決定において特定された文書部分のうち当該決定の一項を取り消す決定に係る部分以外の部分を除いたものを

作成し、裁判所に提出しなければならない。

7 第三项本文、第五项本文又は前項の規定により文書等から支離部分を除いたものが提出された場合には、当該文書等の調査、勝手又は摘要は、その提出されたものによってさせることができる。

（民事訴訟規則の準用・法第十八条）

第十一條 特別の定めがある場合を除き、再生手続

（新設）

（民事訴訟規則の準用）

（新設）

第十一條 関係一犯罪被害者等の権利利益の保護を図るために刑事手続に付隨する相質に関する規則（平成十二年最高裁判所規則第十三号）

第十九條 法第六章に規定する民事上の争いについての刑事訴訟手続における和解に関する手続については、民事訴訟規則（平成八年最高裁判所規則第五号）第一編第三章第一節（選定当事者及び特別代理人の規定を除く。）及び第四節並びに第七章（第五十二条の十第一項第二号及び第二項並びに第五十二条の十二第二項を除く。）の規定を準用する、この場合において、同規則第五十二条の規定を準用する、この場合において、同規則第五十二条の規定を準用する。

新

旧

（民事訴訟規則の準用）

に關しては、その性質に反しない限り、民事訴訟規則（平成八年最高裁判所規則第五号）の規定により同規則第三十条の二（映像と音声の送受信による通話の方法による口頭弁論の期日）及び第三十条の三（音信による通話の方法による郵便の期日）の規定を除く。

（民事訴訟規則（平成八年最高裁判所規則第五号）の規定を準用する。

（新設）

（民事訴訟規則の準用）

（新設）

（民事訴訟規則の準用）

（新設）

（民事訴訟規則の準用）

（新設）

（民事訴訟規則の準用）

（新設）

（民事訴訟規則の準用）

（民事訴訟規則（平成八年最高裁判所規則第五号）の規定を除く。）の規定（第五十二条の十一第一項中「（）」の規定の規定（第五十二条の十一第一項を除く。）の規定を除く。）の規定を準用する。

（民事訴訟規則（平成八年最高裁判所規則第五号）の規定を準用する。

（民事訴訟規則（平成八年最高裁判所規則第五号）の規定を準用する。

（民事訴訟規則（平成八年最高裁判所規則第五号）の規定を準用する。

（民事訴訟規則（平成八年最高裁判所規則第五号）の規定を準用する。

（民事訴訟規則（平成八年最高裁判所規則第五号）の規定を準用する。

（民事訴訟規則（平成八年最高裁判所規則第五号）の規定を準用する。

（民事訴訟規則（平成八年最高裁判所規則第五号）の規定を準用する。

（民事訴訟規則（平成八年最高裁判所規則第五号）の規定を準用する。

（民事訴訟規則（平成八年最高裁判所規則第五号）の規定を準用する。

新

旧

(支障部分の閲覧等の制限の申立ての方式等・法  
第十四条)

第十二条 (略)

- 3 第一項の申立てをするときは、当該申立てに係る文書等から支障部分を除いたものをも作成し、裁判所に提出しなければならない。ただし、同項の申立てに係る支障部分が当該申立てに係る文書等の全部であるときは、この限りでない。
- 4 5 (略)

(支障部分の閲覧等の制限の申立ての方式等・法  
第十四条)

第十二条 (同上)

- 3 第一項の申立てをするときは、当該申立てに係る文書等から支障部分を除いたものをも作成し、裁判所に提出しなければならない。
- 2 (同上)

4 5 (同上)

- 6 法第十四条规定による決定の一部を取り消す決定が確定したときは、第一項の申立てをした者は、迅速なく、当該申立てに係る文書等から当該法第十四条第一項の規定による決定において特定された支障部分のうち当該決定の一部を取り消す決定に係る部分以外の部分を除いたものを作成し、裁判所に提出しなければならない。
- 7 第三项本文、第五项本文又は前項の規定により文書等から支障部分を除いたものが提出された場合は、当該文書等の開示、暗号又は複数は、その提出されたものによってさせることができる。

(民事訴訟規則の適用・法第十五条)

第十二条 特別の定めがある場合を除き、承認援助

手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟規則の規定(同規則第三十条の二)(略)と古

舊の送受信による通話の方法による口頭弁護の期日(及び第三十条の三(古舊の送受信による通話の方法による書面の期日)の規定を除く。)を採用する。

ある場合を除き、民事訴訟規則の規定を準用する。

(支障部分の閲覧等の制限の申立ての方式等・法  
第十四条)

第十二条 (同上)

- 3 第一項の申立てをするときは、当該申立てに係る文書等から支障部分を除いたものをも作成し、裁判所に提出しなければならない。
- 2 (同上)

4 5 (同上)

(新設)  
第十三条 關係一審訴訟規則(平成十五年最高裁判所規則第二号)

新

旧

(支障部分の閲覧等の制限の申立ての方式等・法  
第十二条)

第十二条 (略)

- 3 第一項の申立てをするときは、当該申立てに係る文書その他の物件から支障部分を除いたものをも作成し、裁判所に提出しなければならない。ただし、同項の申立てに係る支障部分が当該申立てに係る文書その他の物件の全部であるときは、この限りでない。

2 (同上)

(支障部分の閲覧等の制限・法第十二条)

第十二条 (同上)

- 3 第一項の申立てをするときは、当該申立てに係る文書その他の物件から支障部分を除いたものをも作成し、裁判所に提出しなければならない。
- 2 (同上)

- 3 第一項の申立てをするときは、当該申立てに係る文書その他の物件から支障部分を除いたものをも作成し、裁判所に提出しなければならない。ただし、同項の申立てに係る支障部分が当該申立てに係る文書その他の物件の全部であるときは、この限りでない。

(民事訴訟規則の準用・法第十五条)

第十二条 承認援助手続に關しては、特別の定めが

手続に關しては、その性質に反しない限り、民事訴訟規則の規定(同規則第三十条の二)(略)と古

舊の送受信による通話の方法による口頭弁護の期日(及び第三十条の三(古舊の送受信による通話の方法による書面の期日)の規定を除く。)を採用する。

6 法第十二条第一項の規定による決定の一部を取り消す決定が確定したときは、第一項の申立てを

した者は、遅滞なく、当該申立てに係る文書その他の物件から当該法第十二条第一項の規定による

決定において特定された支障部分のうち当該決定の一部を取り消す決定に係る部分以外の部分を除いたものを作成し、裁判所に提出しなければならない。

7 前条第三項の規定は、第三項本文、第五項本文又は前項本文の規定により文書その他の物件から支障部分を除いたものが提出された場合について準用する。

(進行協議期日における請求の放棄及び認諾・法

6 (進行協議期日における請求の放棄及び認諾・法

第三十七条)

(新設)

(同上)

第三十七条)

(新設)

(同上)

第三十七条)

(新設)

新

## （進行協議期日における請求の放棄及び認諾・法

第三十七条（略）

## 2 進行協議期日に出頭しないで民事訴訟規則第九

## 十六条（音声の送受信による通話の方法による進

## 行協議期日）第一項の手続に間与した当事者は、

## 前項の規定にかかわらず、請求の認諾をすること

## ができない。ただし、当該期日における手続が裁

## 判所及び当事者双方が映像と音声の送受信により

## 相手の状態を相互に認識しながら通話をすること

旧

## （進行協議期日における請求の放棄及び認諾・法

第三十七条（同上）

## 2 進行協議期日に出頭しないで民事訴訟規則第九

## 十六条（音声の送受信による通話の方法による進

## 行協議期日）第一項の手続に間与した当事者は、

## 前項の規定にかかわらず、請求の認諾をすること

## ができない。

新

## （民事訴訟規則の準用）

## 第一条 特別の定めがある場合を除き、仲裁法（平

## 成十五年法律第二百三十八号）の規定（他の法律に

## おいて準用する場合を含む、次条において同じ。）

## により裁判所が行う手続に関しては、その性質

## に反しない限り、民事訴訟規則（平成八年最高裁

## 判所規則第五号）の規定（同規則第三十条の二及

## び第三十条の三の規定を除く。）を準用する。

旧

## （民事訴訟規則の準用）

## 第一条 仲裁法（平成十五年法律第二百三十八号）の

## 規定（他の法律において準用する場合を含む。次

## 条において同じ。）により裁判所が行う手続に関

## しては、特別の定めがある場合を除き、民事訴訟

## 規則（平成八年最高裁判所規則第五号）の規定を

準用する。

新

## （支障部分の閲覧等の制限の申立ての方式等・法

第三十条（略）

## 3 第一項の申立てをするときは、当該申立てに係

## る文書その他の物件から支障部分を除いたものを

## も作成し、裁判所に提出しなければならない。た

## だし、同項の申立てに係る支障部分が当該申立て

## に係る文書その他の物件の全部であるときは、こ

の限りでない。

ができる方法によって行われた場合には、この限りでない。

第十七条関係－破産規則（平成十六年最高裁判所規則第二十四号）

新

## （支障部分の閲覧等の制限の申立ての方式等・法

第十二条（略）

第十二条（略）

## （支障部分の閲覧等の制限の申立ての方式等・法

旧

## （支障部分の閲覧等の制限の申立ての方式等・法

第十二条（同上）

第十二条（同上）

3 第一項の申立てをするときは、当該申立てに係る文書その他の物件から支障部分を除いたものをも作成し、裁判所に提出しなければならない。ただし、同項の申立てに係る支障部分が当該申立てに係る文書その他の物件の全部であるときは、この限りでない。

6 法第十二条第一項の規定による決定の一紙を取り消す決定が確定したときは、第一項の申立てを

した者は、遅滞なく、当該申立てに係る文書その他の物件から当該法第十二条第一項の規定による

決定において特定された支障部分のうち当該決定の一部を取り消す決定に係る部分以外の部分を除いたものを作成し、裁判所に提出しなければならぬ。

前条第三項の規定は、第三項本文、第五項本文又は前項の規定により文書その他の物件から支障部分を除いたものが提出された場合について準用する。

(新設)

新

旧

(当事者に対する住所、氏名等の認定・法第十二条の二) (新設)

第三十六条の二 労働審判手続における申立てその他の申述については、民事訴訟規則第一編第七章の規定を準用する。この場合において、同規則第五十二条の十二第一項中「二」の規則の規定(第五十二条の十一)被覆事項届出書面の記載事項等第一項を除く、次項において同じ。」とあるのは、「労働審判規則第三十七条において準用する非讼事件手続規則(平成二十四年最高裁判所規則第七

六 法第十二条第一項の規定による決定の一紙を取り消す決定が確定したときは、第一項の申立てを

した者は、遅滞なく、当該申立てに係る文書その他の物件から当該法第十二条第一項の規定による

決定において特定された支障部分のうち当該決定の一部を取り消す決定に係る部分以外の部分を除いたものを作成し、裁判所に提出しなければならぬ。

前条第三項の規定は、第三項又は前項本文の規定により作成された文書その他の物件が提出された場合について準用する。

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(民事訴訟規則の準用・法第十三条)

第十二条 特別の定めがある場合を除き、破産手続

等に關しては、その性質に反しない限り、民事訴

訟規則(平成八年最高裁判所規則第五号)の規定

(同規則第三十条の二及び第三十条の三の規定を除く。)を準用する。

(民事訴訟規則の準用・法第十三条)

第十二条 破産手続等に關しては、特別の定めがあ

るのは、「労働審判規則第三十七条において準用す

る非讼事件手続規則」と読み替えるものとする。

所規則第五号)の規定を準用する、

の規定」と、同条第一項中「二」の規則」とあ

るのは、「労働審判規則第三十七条において準用す

る非讼事件手続規則」と読み替えるものとする。

同規則第三十条の二及び第三十条の三の規定を除く。)を準用する。

(非讼事件手続規則の準用)

第三十七条 特別の定めがある場合を除いて、労働

審判事件に關しては、非讼事件手続規則の規定(

同規則第八条から第十二条までの規定中忌避に關

する部分並びに同規則第十五条、第二十二条(民

事訴訟規則第七十七条前段を準用する部分を除く。)同規則第八条から第十二条までの規定中忌避に關

する部分並びに同規則第十五条、第二十二条(民

事訴訟規則第七十七条前段を準用する部分を除く。)

、第四十四条、第四十五条及び第五十条の規定を除く。)を準用する。

び第五十条の規定を除く。)を準用する。二の規定を合において、非讼事件手続規則第二条第一項第一

「第一項の規定による決定」という。第四十一条の「」

あることは、「支障部分の削除等の手続規則(平成十六年最高裁判所四十一号令)第十九条の二」と読み替えるものとする。

6 法第八百八十七条第一項の規定による決定の

(新設)

部を取り消す決定が確定したときは、第一項の申立てをした者は、遅滞なく、当該申立てに係る文書その他の物件から当該法第八百八十七条第一項の規定による決定において特定された支障部分のうち当該決定の一部を取り消す決定に係る部分以外の部分を除いたものを作成し、裁判所に提出しなければならない。

7 前条第四項の規定は、第三項本文、第五項本文又は前項の規定により文書その他の物件から支障部分を除いたものが提出された場合について準用する。

6

前条第四項の規定は、第三項又は前項本文の規定により作成された文書その他の物件が提出された場合について準用する。

- 93 -

第十九条関係—会社非訟事件等手続規則(平成十八年最高裁判所規則第一号)

新

(支障部分の閲覧等の制限の申立ての方式等)  
第十九条 (略)  
2 (略)  
3 第一項の申立てをするときは、当該申立てに係る文書その他の物件から支障部分を除いたものを作成し、裁判所に提出しなければならない。ただし、同項の申立てに係る支障部分が当該申立てに係る文書その他の物件の全部であるときは、この限りでない。

旧

(支障部分の閲覧等の制限の申立ての方式等)  
第十九条 (同上)  
2 (同上)  
3 第一項の申立てをするときは、当該申立てに係る文書その他の物件から支障部分を除いたものを作成し、裁判所に提出しなければならない。

新

目次  
第一章 (略)  
第二章 (略)  
第一節～第六節 (略)  
第七節 附記事件の審理等(第十九条～第三十一条)  
六条 (略)  
第八節 当事者に対する住所、氏名等の権利(第三十六条の二)

旧

目次  
第一章 (同上)  
第二章 (同上)  
第一節～第六節 (同上)  
第七節 附記事件の審理等(第十九条～第三十一条)  
六条 (略)  
第八節 当事者に対する住所、氏名等の権利(第三十六条の二)

第三章～第六章 (同上)

第三章～第六章 (同上)

- 94 -

- 95 -









2 · 3 (同上)

合を含む。) の申立てに係る理由審

## (期日及び期日調査に関する民事訴訟規則の準用)

(期日及び期日調査に関する民事訴訟規則の準用  
・去第六十一条)

**第二十三条 民事訴訟規則第六十八條から第七十六**

### 第二十三条 民事訴訟規則第六十八條から第七十七

案まで及び第七十七条前段の規定は、子の返還申立事件の手続の期日及び期日調書について準用する。この場合において、同規則第六十八条第一項

中「前条（口頭並論認書の實質的記載事項）第一項」とあるのは「國際的な子の返還に関する條約の実施に関する法律による子の返還に関する事件の手続等に関する規則第二十二条第一項」と、同規則第七十四条第一項第三号中「

親権の実質的記載事項)第一項」とあるのは、一国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律による子の返還に関する事件の手続等に関する規則第二十二条第一項」と、同規則第一項第三号中「上訴の提起又は上告

第四十二条 家庭裁判所及び当事者双方が音声の送受信により同時に通話をすることができる方法によるて子の返還申立事件の手続の期日における手続（証拠調べを除く。）を行うときは、家庭裁判官は、次に掲げる事項を確認しな

**第四十二条** 家庭裁判所及び当事者双方が音声の送受信により同時に通話をすることができる方法によつて子の返還申立事件の手続の期日における手続（証拠調べを除く。）を行うときは、家庭裁判所又は受命裁判官は、通話者及び通話先の場所の

上訴の提起又は上告受理」とあるのは「終局決定に対する即時抗告若しくは特別抗告の提起又は国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律(平成二十五年法律第四十八号)」  
第一百十一条第二項」と読み替えるものとする。

申立ての方式等に関する民事訴訟規則の準用・

第三十三條の二 子の返還申立事件の手続における

(新設)

(新譜)

の返還申立事件の手続の期日」と読み替えるものとする。

前項の手紙を行つたときは、その旨及び同項申立て事件の記録上明確に記載する。

よかさ

(和解・法第百条)

第五十三条 子の返還申立事件における和解については、民事訴訟規則第二十二条第一項及び第二項

**第五十三条** 子の返還申立事件における和解については、民事訴訟規則第三十二条、第一百六十三条及

、第一百六十三条並びに第一百六十四条の規定を準用する。

する。

2 (略)

(差戻し等の通知)

第六十六条 法第百十条第二項において準用する民事訴訟法第三百二十五条第一項前段若しくは第二

項又は第三百二十六条の規定による裁判があつたときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨を外務大臣に通知しなければならない。

び第一百六十四条の規定を準用する。

条、第八十一条、第三節及び第九十五条第三項を除く。) 及び第三章(第一百一条及び第七節を除く。)及び第三章(第一百一条及び第七節を除く。)、第一百五十七条第二項、第一百五十七条を除く。)、第一百五十七条第二項、第一百六十条、同編第五章(第一百六十二条を除く。)

五章(第一百六十二条を除く。)、第三編第三章、第三編第三章、第四編並びに第八編の規定を準用する。

(向ふ)

(差戻し等の通知)

第六十六条 法第百十条第二項において準用する民事訴訟法(平成八年法律第九号)第三百二十五

条第一項前段若しくは第二項又は第三百二十六条の規定による裁判があつたときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨を外務大臣に通知しなければならない。

117

第二十三条関係—消費者の財産的被害の集團的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する規則(平成二十七年最高裁判所規則第五号)

新

(民事訴訟規則の準用・法第五十条)

第三十五条 特別の定めがある場合を除き、簡易確定手続については、その性質に反しない限り、民事訴訟規則第一編第一章、第二章(第六条、第六条の二及び第八条を除く。)、第三章(第二節、第二十条第一項及び第二項、第二十二条、第三十条の二並びに第三十条の三を除く。)及び第五章(第二節及び第四十八条を除く。)、第五十六条

第二編第二章(第六十条、第六十四条、第八十

九十五条第三項を除く。)及び第三章(第一百一条及び第七節を除く。)、第一百五十七条第二項、第一百五十七条を除く。)

及び第七節を除く。)、第一百五十七条第二項、第一百六十条、同編第五章(第一百六十二条を除く。)

五章(第一百六十二条を除く。)、第三編第三章、第三編第三章、第四編並びに第八編の規定を準用する。

(新設)

第二十四条関係—発信者情報開示命令事件手続規則(令和四年最高裁判所規則第十一号)

新

(当事者に対する住所、氏名等の秘密・法第十七条)

第九条 発信者情報開示命令事件に関する裁判手続における申立てその他の申述については、民事訴

事訴訟規則第一編第一章、第二章(第六条、第六条の二及び第八条を除く。)、第三章(第二節、第二十条第一項及び第二項、第二十二条、第三十条の二並びに第三十条の三を除く。)及び第五章(第二節及び第四十八条を除く。)、第五十六条

第二編第二章(第六十条、第六十四条、第八十

六十四条、第八十条、第八十二条、第三節及び第

118

旧

(民事訴訟規則の準用・法第五十条)

第三十五条 特別の定めがある場合を除き、簡易確定手続については、その性質に反しない限り、民事訴訟規則第一編第一章、第二章(第六条、第六条の二及び第八条を除く。)、第三章(第二節、第二十条第一項及び第二項、第二十二条、第三十条の二並びに第三十条の三を除く。)及び第五章(第二節及び第四十八条を除く。)、第五十六条

第二編第二章(第六十条、第六十四条、第八十

119

120

判所規則第七号（の規定「と、同条第一項中「」）

の規定「あるのは「非認事件手続規則」と読み

替えることとする。」

2) 非信者情報開示命令事件に対する非認事件手続規則第二条の規定の適用については、同条第一項

第三号中「非認事件手続法（平成二十三年法律第百五十一号、以下「法」という。）第四十一条の二」と

「とあるのは、「特定報気道菌叢提供者の損害賠償責任の範囲及び該当する情報の開示に関する法律（平成十三年法律第四百三十七号）第十七条」と

3) 非信者情報開示命令事件については「非認事件手続規則第一項第八節の規定による適用しない」と